

令和元年7月号  
第150号

# くらしウォッチャーだより

## contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 7月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

### 見守り 新鮮情報

大手電話会社の子会社を名乗る事業者から、「2020年以降 アナログ回線が廃止される。今の電話が使えなくなるので光回線に切り替えないか」と電話がきた。不審に思い断ったが、この会社の言っていることは本当なのか。(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

## 固定電話が使えなくなる? IP網への移行に便乗した勧誘に注意

- IP網への移行後も現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。設備切り替えに伴う手続きや工事も不要です。
- 不審に思ったら、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等(消費者ホットライン188)、もしくはNTT東日本の固定電話のIP網への移行に関する問い合わせ先(0120-815-511)へご相談ください。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より抜粋～

# 消費生活関連

7月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

## 電話勧誘

\* 電話の怪しい勧誘、しつこい勧誘、目的がわからない勧誘などの報告です \*

- ・高校2年生の娘がいるが、予備校から勧誘電話があった。
- ・「いらない服、履かなくなった靴、壊れた電化製品はありませんか。」と電話があったが断った。
- ・夜9時頃、「太陽光パネルを紹介したい。」と電話があったが断った。
- ・「アナログ回線を光回線に変える費用は当社で負担するので協力していただけませんか。」と電話があり、断ったところ、「理由を言え。」と高圧的に言われたため、「金がない。」と断った。
- ・「不用品を買い取りに回っているがないか。」と電話があった。
- ・「光回線に変更したらどうか。」と電話があった。
- ・不用品の買い取り業者から電話があり、録音テープを流しているような話し方で、断るタイミングが難しかった。
- ・9年前に屋根塗装を依頼した会社から電話があり、再度依頼した。



## 消費生活相談員からのコメント

不用品を買い取るという電話勧誘の報告が複数ありました。

不用品を買い取るという行為は、特定商取引に関する法律(特定商取引法)の訪問購入の規制対象に該当し、突然訪問して勧誘することは禁止されています。(不招請勧誘の禁止)

そのため、業者は、勧誘のために訪問する約束を取り付けるため消費者宅に電話をかけてきます。(この行為は合法)

しかし、消費者から得た同意がたとえば「不要な呉服の買い取り」である場合には、訪問した際に貴金属の買い取りの勧誘をすると、呉服の訪問購入の勧誘については同意を得ていますが、貴金属については同意を得ていないため、貴金属の購入の勧誘をした点については不招請勧誘の禁止に該当することになります。



訪問購入に限らず、困った事があった場合には、大崎市消費生活センターまたは最寄りの警察署に相談するようお願いします。

～国民生活センター「国民生活」より一部抜粋～

## 訪問販売

\* 突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です \*

- ・羽毛布団のクリーニングだと業者が訪問してきたが、必要がないと断った。
- ・女性2名が、健康食品らしき商品の販売に訪ねてきたが、よく説明も聞かず断った。

## その他

- ・無料廃品回収のちらしがポスティングされていた。
- ・女性が宗教の勧誘に訪ねて來た。

# 食品の品質表示

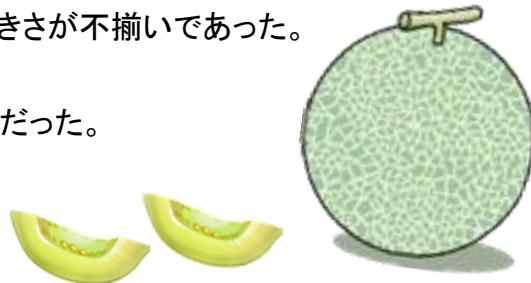
7月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈7月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生鮮食品	農産物	トマト	名称・産地	22	有	22
		メロン			無	0
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
		牛肉			無	0
	加工食品	油揚げ	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	22	有	22
					無	0

## ◆報告

- トマトは、「桃太郎」という名称がシールしてあったが、大きさが不揃いであった。
- 地場産品の野菜は価格が安くならないようでした。
- メロンの産地表示は、わからなくはないが表示が不親切だった。
- メロンの熟した商品のカット売りについて産地等がついていないのが多かった。



## 消費生活相談員のコメント

農産物の表示については、メロンを調査していただきましたが「表示がわかりにくい」「産地表示がない」というご指摘もありましたので、可能であれば店舗で問い合わせてみていただくことが望ましいと考えますが、報告いただいた内容は確認させていただきます。

農産物(生鮮食品)については、消費者向けに販売する場合は、名称・原産地表示が必要となります。原産地名は、国産品の場合は都道府県名を、輸入品には原産国名を表示すること。正国産品は、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品は一般に知られている地名をもってこれに代わることができます。表示方法は、容器包装の場合は、容器を開かなくても容易に見ることができるよう、容器包装に入れられていない農産物の場合には、食品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示していただくように決められています。

## ～編集後記～

県内で獲れるおいしい水産物や、水産加工品を、県民の皆様にもっともっと知ってもらい、食べてもらうために、宮城県が「みやぎ水産の日」を制定しました。震災から復興を図るため、県内水産物の消費拡大を目指しています。水曜日の「すい」と第3の「さん」と言う事で、毎月第3水曜日は「みやぎ水産の日」です。宮城の水産物を学ぶ機会や、食べるきっかけになる日としてPRしています。

毎月の水産物のテーマ食材は年度初めに発表になります。  
ちなみに、8月は「アナゴ」、9月は「サンマ」となっています。



本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

### 大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 · Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



令和元年第2回消費生活講座 「アクティブライフスタイル」